

新型コロナウイルスに感染した場合等の自宅待機期間について(新型コロナウイルス対策本部会議(令和4年8月5日)決定)

		本人の状況	自宅待機期間	復帰要件
感染した場合	1	感染者となった (PCR検査又は抗原検査で陽性となった場合を含む)	○症状がある場合 ・待機理由発生日を0として、翌日から10日間 ○無症状の場合 ・検体採取日を0として、翌日から7日間  ただし、保健所・医師等により別途指示がある場合は、その期間とする	○症状がある場合 ・発症日から10日間経過し、かつ症状が軽快してから72時間以上経過した場合 ○無症状の場合 ・解除後、検体採取日から10日を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行うこと
感染が疑われる場合	2	濃厚接触者と特定された場合 (同居の家族が感染した場合は濃厚接触者とみなします)	○感染者の感染可能期間内(※1)に感染者と接触した最終日を0日として5日間 ○感染者の同居者の場合は、感染者の発症日(無症状患者の場合は、検体採取日)または、感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日(※2)のいずれか遅い方を0日として5日間 なお、同一世帯等の中で別の同居者が発症した場合は、改めてその発症日(同居者が無症状の場合は、検体採取日)を0日目とする。  ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査(※3)で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とする。	・本人に症状がないこと ただし、7日を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行うこと
	3	発熱等の症状が生じた場合  ----- (判断の目安) ----- ・発熱(目安として37.5度以上)、咳、息苦しさ、倦怠感、嗅覚・味覚異常が一つでもある場合 ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(かかりつけ医等に必ずご相談ください。)	○次の両方の条件を満たすこと ・症状が出た日を0として、翌日から7日間 ・薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日が経過するまで  ただし、次の場合はその日まで ・保健所、医師等により待機の必要がない等の判断があった場合 ・新型コロナウイルス感染症以外が原因と診断された、または判断できる場合	・発熱等の症状がないこと ・薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日が経過していること
大学判断による場合 (本人に症状がない場合)	4	感染者、濃厚接触者及び感染が疑われる者と接触がある場合 (同居の家族を含む。ただし、同居の家族が感染者となった場合は2とする。)	・待機理由発生日を0として、翌日から5日間  ただし、以下の場合はそれぞれの期間までとする  ①教職員本人が、保健所・医師等により待機の必要がないと判断された日まで ②教職員本人が接触した濃厚接触者及び感染が疑われる者が、保健所・医師等により新型コロナウイルスに感染していないと診断された日まで  また、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査(※3)で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とする	左記①の場合 ・教職員本人に発熱等の症状がなければ、すぐに解除 左記②の場合 ・診断された日以降、教職員本人に発熱等の症状がなければ、すぐに解除  ただし、7日を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行うこと

いずれの場合も、該当する場合や疑わしい場合は速やかに大学に連絡してください。

※1 感染者が新型コロナウイルスを感染させる可能性があると考えられる期間(発症する2日前から)

※2 日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共有を避ける、消毒等の実施などの対策を想定

※3 抗原定性検査キットは自費検査とし、薬事承認されたものを必ず用いること